



埼玉県報

第 652 号
令和 7 年(2025 年)
9 月 16 日
火曜日

目 次

規則

- 建設業法施行細則の一部を改正する規則（建設管理課）

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- Microsoft 365 ライセンス調達及びアカウント管理業務委託に関する入札公告（ICT教育推進課）

規 則

建設業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年九月十六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第九十四号

建設業法施行細則の一部を改正する規則

建設業法施行細則（昭和三十三年埼玉県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第九項」を「第十項」に、「第七項」を「第八項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第六百九十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和七年九月十六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

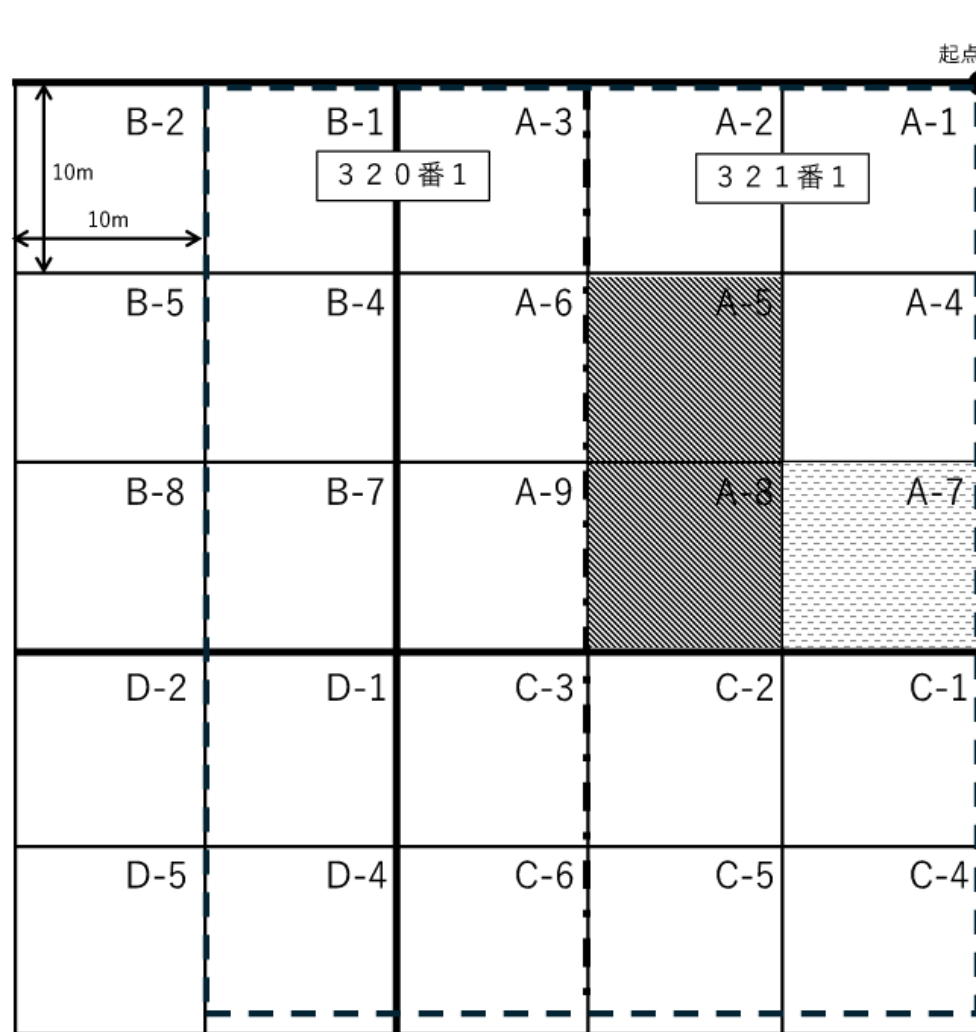
一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県朝霞市大字台字桐ノ木三百二十一番一の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン、一・二―ジクロロエチレン、トリクロロエチレン並びにふつ素及びその化合物

別図



【起点】

起点は朝霞市大字台字桐ノ木321番1の最北端とする。

【格子の回転角】

29° 48' 52"

起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びに、これらと並行して10m間隔で引いた線より構成される区画線を起点を支点に回転させた角度を示す。

【凡例】

敷地境界 -----

30m格子 =====

単位区画 =====

地番境界 -.-.-.-.-

形質変更時要届出区域

・クロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン

・ふっ素及びその化合物



告 示

埼玉県告示第六百九十四号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和七年九月十六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

M i c r o s o f t 365ライセンス調達及びアカウント管理業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和7年12月1日（月）から令和8年11月30日（月）まで。ただし、令和8年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部 I C T教育推進課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から入札書受付期間の末日までの期間に、入札に参加しよ

うとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係又は人的関係がある者（以下「同族企業」という。）同士の業務委託に係る同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）。

- (6) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者その他の仕様書等に示す資格に適合することを認められた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部 I C T 教育推進課企画・総合調整担当 川端 電話048-830-6640（直通） 電子メール a6640-03@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年10月30日（木）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年10月29日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年10月29日（水）午後5時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局県立学校部 I C T 教育推進課 令和7年10月30日（木）午前11時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項第1号又は第3号の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和7年10月14日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資

格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和7年9月26日(金)午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased:

Microsoft 365 license, 15,000 licenses and account management

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic tender system 10:30 a.m. October 30, 2025

By registered mail or in person 5:00 p.m. October 29, 2025

(3) Contact Information:

ICT Education Promotion Division, Prefectural Schools Department,
Education Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago3-15-1,
Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Japan
Telephone. 048-830-6640.